

ネグレクト児童の支援におけるスクールソーシャル ワーカーの役割に関する一考察

—小学校教員を対象としたアンケート調査から—

奥村賢一*

要旨 市町村に寄せられる児童虐待の相談件数で最も多いネグレクトにおいて、その被虐待児の年齢構成割合で最も多くを占めているのは小学生である。しかし、ネグレクト環境（疑いを含む）で生活する児童に対し適切な理解ならびに支援が小学校で行われているかは定かではない。そこで本研究では、A市内の公立小学校に勤務する教員を対象にアンケート調査を行い、ネグレクト児童および家族の実態、さらに小学校で行われているネグレクト児童の支援の実施状況等について調査を行った。

その結果、特に学級担任と管理職・その他の教員間において認識や対応に相違がある項目が複数存在することが明らかとなった。そのうえで、①ネグレクト児童のスクリーニングとアウトリーチの併用、②ケース会議を活用したケースマネジメント、③校外協働に向けたネットワーキングにおいてスクールソーシャルワーカーの役割を強化していくことがネグレクト児童の支援において重要であることを示した。

キーワード ネグレクト、スクールソーシャルワーカー、小学校教員

I. はじめに

厚生労働省（2017）によれば、2016年度に全国の児童相談所が対応した児童虐待相談件数は12万2,578件（前年度比：1万9,292件の増加）となっており、国が調査を開始した1990年度から僅か26年で約120倍までに増加した。ここ2年は連続して10万件を超える相談が寄せら

れており、その傾向は増加の一途を辿る。2013年度からは身体的虐待に代わり心理的虐待の割合が最も高くなり、その相談対応件数は前年度より1万4,487件増の6万3,187件となっている（図1）。家庭における配偶者暴力（面前DV）や警察からの通告が増えたことが、身体的虐待に比べてその状態を顕著に捉えることが難しい心理的虐待が増加した要因の一つとして捉えら

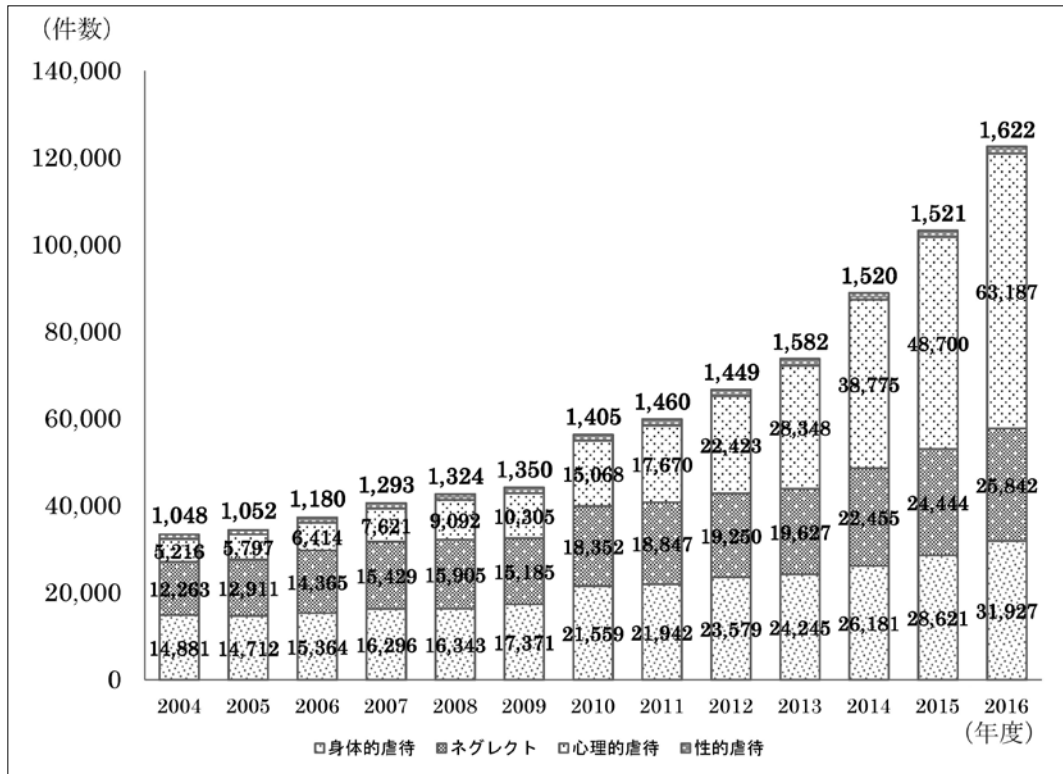
* 福岡県立大学人間社会学部・准教授

れている。

一方、児童家庭相談の第一義的窓口である市町村の虐待相談の実態に目を向けると、こちらも虐待相談件数は年々増加している。しかし、

市町村が対応する虐待相談の傾向は児童相談所のそれとは異なりネグレクトが最も多く、次いで心理的虐待、身体的虐待の順となっている（表1）。また、日中活動の場でもある学校に

図1. 児童相談所への虐待相談対応件数における種別割合



厚生労働省（2017）『児童家庭福祉の動向と課題』を基に筆者作成

表1. 市町村における虐待相談の内容別件数の推移

	身体的虐待	ネグレクト	性的虐待	心理的虐待	総数
2007年度	17,845 (35.8%)	22,329 (44.8%)	821 (1.6%)	8,900 (17.8%)	49,895 (100.0%)
2008年度	18,641 (35.7%)	22,814 (43.6%)	832 (1.6%)	9,995 (19.1%)	52,282 (100.0%)
2009年度	21,088 (37.3%)	23,099 (40.8%)	800 (1.4%)	11,619 (20.5%)	56,606 (100.0%)
2010年度	25,100 (37.3%)	25,979 (38.6%)	913 (1.4%)	15,240 (22.7%)	67,232 (100.0%)
2011年度	25,154 (35.9%)	27,008 (38.5%)	932 (1.3%)	17,008 (24.3%)	70,102 (100.0%)
2012年度	25,559 (34.9%)	26,953 (36.8%)	934 (1.3%)	19,754 (27.0%)	73,200 (100.0%)
2013年度	25,665 (32.4%)	28,954 (36.6%)	1,013 (1.3%)	23,554 (29.8%)	79,186 (100.0%)
2014年度	26,860 (30.6%)	31,740 (36.2%)	1,033 (1.2%)	28,061 (32.0%)	87,694 (100.0%)
2015年度	27,603 (29.5%)	32,844 (35.1%)	1,077 (1.2%)	31,934 (34.2%)	93,458 (100.0%)

厚生労働省（2017）『児童家庭福祉の動向と課題』

において支援を必要とする児童の虐待（疑いも含む）状況については、ネグレクトが小中学校とともに全体の50%を超えていた。そのうち児童相談所による支援介入（過去に支援を行っていたものも含む）が認められたものは僅か20%程度であった（奥村 2016）。

このように、近年では心理的虐待への児童相談所の対応が増加しているが、生命の危機に直結するものが少ないネグレクトに関しては、緊急的な支援等を要するものは限定的であるため市町村に委ねられている実情があり、早期発見・未然防止だけでなく初期対応の観点からも地域における取り組みが極めて重要となっている。ただし、これらの問題は市町村だけの取り組みには限界があることから、とりわけ学齢児の支援においては学校等の役割が極めて重要となる。ところが、不登校、いじめ、非行等の教育問題も複雑多様化していくなかにおいて教員の負担は増すばかりであり、家庭や関係機関との連携を教員だけで対応していくことは困難な時代に突入している。今まさに学校現場は他の専門分野と同様に多職種協働のチーム体制作りが求められている。

II. 研究目的

被虐待児の年齢構成割合で最も多いのは児童相談所（34.7%）、市町村（33.7%）ともに小学生となっている。2006年の文部科学省による「学校等における児童虐待防止に向けた取組の推進について（通知）」では、学校および教職員による児童虐待防止に向けた適切な対応等が求められており、そのなかで、「虐待を受けた幼児児童生徒を発見した場合には速やかに児童相談所又は福祉事務所等へ通告すること」が示

されている。しかしながら、学校等から児童相談所に寄せられる相談の割合は全体の8%と極めて低い。市町村では14.1%と学校から寄せられる相談が他の関係機関より高い割合となっているが、日常的に学齢児との関わりがある学校（教員）が果たす役割として十分に機能しているかは定かではない。学校は子どもの教育を担う場として、家庭のことや子どもの養育には距離を置いて見ていた歴史的経緯があり（西野 2012：46）、不登校、いじめ、非行などの従来の学校問題の背景には、児童虐待が一要因として存在している事例が多いにも関わらず、そのことが学校現場では十分に認識されていないために具体的な手立てがとられてこなかった（金澤 2005：45）。そのような状況のなか、文部科学省は2008年度に「スクールソーシャルワーカー活用事業」を全国的に展開して、学校現場に福祉専門職であるスクールソーシャルワーカーの配置を開始した。その趣旨において国はいじめ、不登校、暴力行為と並んで児童虐待を問題として位置づけ、当該児童生徒の置かれた環境への働きかけや関係機関等とのネットワークを活用しての課題解決に向けたコーディネーターとしての役割をスクールソーシャルワーカーに求めた。しかし、本事業の開始から10年の月日が経過したが、実際的には児童虐待問題にスクールソーシャルワーカーが十分に活用されているとは言い難い（西野 2012：42）。そこには学校（教員）の児童虐待に対する認識等に加え、スクールソーシャルワーカーの専門的な役割が確立されていないことも理由として挙げられる。これまで、高良（2008）が児童相談所と小学校の連携に注目した児童福祉司を対象としたアンケート調査から、西野（2015）が小学校の学校長、養護教諭、コーディネーター

を対象とした聞き取り調査から、各々スクールソーシャルワーカーの役割について論究しているが、児童虐待のなかでネグレクトに限定したものと学級担任を含めたすべての小学校教員を対象とした調査から同様の研究を行ったものについては散見できない。

そこで本研究では、市町村や学校現場で最も対応件数の多い児童虐待であるネグレクトに着目し、被虐待児の年齢構成割合で最も多くを占める小学生に対する支援の実態を小学校のすべての教員を対象としたアンケート調査の結果から、学校(教員)が必要とするスクールソーシャルワーカーの専門的役割について考察していくことを目的とする。なお、本論文では小学生を「児童」とし、未成年のすべてを「子ども」と表記する。また、ネグレクト環境(疑いを含む)で生活する児童を「ネグレクト児童」として定義する。

Ⅲ. 研究方法

1. 調査対象と方法

A市内の公立小学校(145校)に勤務する教員(5,759名)を対象に無記名自記式質問紙調査を実施した。2013年1月にA市内全小中学校の校長宛に在籍する教員数のアンケート調査票と学校単位でまとめて返送してもらうための返信用封筒等を郵送した。

2. 調査内容

調査項目は、(1)回答者の属性に関する項目と(2)児童のネグレクトおよび支援の実態に関する項目から構成されている。(1)回答者の属性に関する項目では、回答者の①性別、②年齢、③役職について回答を求めた。(2)児童のネグレクト

および支援の実態に関する項目では、教員の立場からみた①ネグレクト児童とその家族の特徴(設問数6)、②ネグレクト児童に関連する学校での諸問題(設問数3)、③ネグレクト児童に対する学校(教員)の支援実施状況(設問数9)、④ネグレクト児童の支援における他職種連携の有効性(設問2)について尋ねた。なお、ネグレクトについては認識の差異を軽減することを目的に南部(2011)のネグレクト類型をまとめた参考資料(表2)を調査票と一緒に配布して回答を求めた。

3. 分析方法

調査結果の分析は、SPSS Statistics 20.0を使用してノンパラメトリック検定を用いた統計解析を行った。各設問の回答傾向をより明確にする目的から、役職を「管理職」(校長、教頭)、「学級担任」、「その他」(管理職・学級担任以外のすべての役職)の3群に分けた。なお、学級担任が複数の役職を担当している場合はすべて学級担任として処理を行った。回答選択肢については、「5. 該当する」「4. やや該当する」を「該当群」、「3. どちらでもない」を「中立群」、「2. やや該当しない」「1. 該当しない」を「非該当群」の3群に分けてKruskal-Wallis検定(Scheffe法)を用いて多重比較の分散分析を行った。統計的有意水準は $P < 0.05$ および $P < 0.01$ とした。

4. 倫理的配慮

アンケート調査票を発送する際、A市内すべての公立小学校長宛に、①説明書(研究目的および回答内容の活用方法等)、②誓約書(個人情報取り扱いに関する守秘義務の遵守、回収データの研究目的以外での不使用、返送された

調査票の厳重保管ならびにデータ破棄等)を添付した。

調査は無記名で行い、個人(回答者)を特定する情報を含む変数は設定していない。また、回答は任意とし、調査への協力に同意する場合にのみ調査票の返送を求めた。回答内容については、すべて統計的処理を行い定量化したデータを分析対象とした。なお、本調査は福岡県立大学研究倫理委員会の審査・承認を得て実施した。

IV. 研究結果

1. アンケート回収状況

調査票を郵送したA市内の公立小学校145校(教員数:5,759名)のうち、71校から1,196票(回収率:20.8%)の調査票を回収した。そのうち、教員ではない事務職員からの回答などを除いた有効回答数は1,112票であった。

表2. ネグレクトの種類と状況例

種類	状況例
栄養ネグレクト	子どもの成長に適した種類や量、さらには適切なタイミングなどを意識して食事を与えない。お菓子やパン、インスタント食品だけを与える。(保護者の)気が向けば好きなだけ食べ物を与えるが、気が向かない場合は与えない。
情緒的ネグレクト	子どもの甘えや接触欲求などに応えない。保護者が“頭を撫でる”“抱きしめる”“目を見て話す”などの行動を行わない。親子のコミュニケーション(会話等)を行わず、TVやゲームなどに依存している。
衣服ネグレクト	気候や天候に合った衣服を着せない。成長や体格に合わせた衣服を着せない。特別な理由なしに学校等から指定された制服等を準備しない。衣服の破損等が顕著な状態でも買い替えを行わない。
衛生ネグレクト	入浴をさせない。下着・オムツ交換を行わない。洗濯していない衣服をそのまま着させる。歯磨きをさせない。髪の毛や爪などの手入れを行わない。不潔な部屋で生活をさせる
環境ネグレクト	子どもにとって危険な状況となる場所(パチンコ、風俗店等)に子どもを放置すること。子どもの手が届く範囲に危険なもの(ナイフ、ライター等)や有害なもの(タバコ、酒類等)を置いたまま放置すること。
監督ネグレクト	子どもの安全を守るために必要な監督を怠ること。子どもが深夜まで遊ぶ。高いところや不安定な場所で遊ぶことなどを黙認する。子どもが刃物など危険なものを使って遊ぶことや、他人に迷惑や危害を与えるような行為をしても放置している。
保健ネグレクト	予防接種や乳幼児健診など受けさせないこと。子どもの発育の遅れ栄養不良、身体的虐待等を指摘されることの恐れ、さらには地域や行政機関とつながりを持つことへの意欲が乏しいなどの保護者の理由から接触を拒む状況。
医療ネグレクト	必要な医療や療育を受けさせないこと。投薬や栄養などについて医師の指示に従わない。
技能訓練ネグレクト	子どもの能力を伸ばす適切な働きかけを行わないため、年齢に応じた運動能力やスキルが身につけていない。排泄訓練をさせない。箸やスプーンなど食器を使いこなせない。場面に応じた会話(あいさつ等)をすることができない。
教育ネグレクト	子どもを学校に行かせない。家事や(幼いきょうだいの)育児をさせるために学校へ行かせない。保護者が特定の教職員が気に入らないことを理由に子どもを学校へ登校させない。

南部さおり(2011)「児童虐待—親子という絆、親子という鎖—」を基に筆者作成

2. 回答者の基本属性 (表3)

回答者の性別は、男性が36.4% (n=405) に対し女性が63.3% (n=699) であった。年齢層としては、最も多いのが50歳以上60歳未満：34.1% (n=379) となっており、次いで30歳以上40歳未満：21.9% (n=244)、20歳以上30歳未満：21.9% (n=244)、40歳以上50歳未満：19.6% (n=216)、60歳以上：2.1% (n=23) の順であった。

役職については該当するものを複数回答で求めた。管理職 (校長、教頭) は6.4% (n=80)、学級担任は58.6% (n=739)、それ以外の役職は35.0% (n=443) であった。役職を複数担当している教員は12.1% (n=134) となっており、そのうち75.4% (n=101) が学級担任をしながら

他の役職を兼務していた。役職の回答選択肢で「その他」の自由記述欄には、特別支援教育コーディネーター、拠点校指導教員、日本語指導、通級指導教室担当、少人数指導などの回答があった。

3. 児童のネグレクトおよび支援の実態

(1) ネグレクト児童とその家族の特徴 (表4-1)

「近年、ネグレクト環境の児童数が増えている」では、学級担任とその他の間に有意差が見られた ($P=0.020$)。日常的に集団のなかで多くの児童と接している学級担任とその役割や状況等により特定の児童と関わるが多いその他の教員の間においてネグレクト児童の増加に対する認識に違いがあることが示された。

表3. 教員の基本属性

項目	選択肢	人数 (人)	割合 (%)
性別	男性	405	36.4
	女性	699	62.9
	無回答	8	0.7
年齢	20歳以上30歳未満	240	21.6
	30歳以上40歳未満	244	21.9
	40歳以上50歳未満	216	19.4
	50歳以上60歳未満	379	34.1
	60歳以上	23	2.1
	無回答	10	0.9
役職 (複数回答)	校長	30	2.4
	教頭	50	4.0
	主幹教諭	29	2.3
	教務主任	31	2.5
	学年主任	107	8.5
	学級担任	739	58.6
	養護教諭	40	3.2
	生徒指導	37	2.9
	児童支援加配	12	1.0
	人権教育	36	2.9
	指導方法工夫改善	46	3.6
	専科教科	38	3.0
	栄養教諭	10	0.8
	その他	42	3.3
無回答	15	1.2	

表4-1. ネグレクト児童とその家族の特徴

設 問	役 職	該当群	中立群	非該当群	P値
1. 近年、ネグレクト環境の児童数が増えている	管 理 職 (n= 79)	54.4 (43)	32.9 (26)	12.7 (10)	0.020*
	学級担任 (n=721)	49.9 (360)	33.6 (242)	16.5 (119)	
	そ の 他 (n=281)	56.2 (158)	33.5 (94)	10.3 (29)	
2. ネグレクト環境にある児童の多くは低学力である	管 理 職 (n= 80)	81.2 (65)	17.5 (14)	1.2 (1)	0.618
	学級担任 (n=726)	74.8 (543)	22.3 (162)	2.9 (21)	
	そ の 他 (n=280)	76.8 (215)	17.9 (50)	5.4 (15)	
3. ネグレクト環境にある児童の多くはコミュニケーションに課題がある	管 理 職 (n= 80)	73.8 (59)	25.0 (20)	1.2 (1)	0.961
	学級担任 (n=723)	70.8 (512)	25.2 (182)	4.0 (29)	
	そ の 他 (n=281)	71.9 (202)	22.8 (64)	5.3 (15)	
4. ネグレクト環境にある児童の多くは発達障害(疑いを含む)がある	管 理 職 (n= 80)	50.0 (40)	48.8 (39)	1.2 (1)	0.824
	学級担任 (n=723)	52.6 (380)	39.8 (288)	7.6 (55)	
	そ の 他 (n=281)	50.9 (143)	41.3 (116)	7.8 (22)	
5. ネグレクト児童とその家族は地域との関係性が希薄である	管 理 職 (n= 80)	75.0 (60)	23.8 (19)	1.2 (1)	0.333
	学級担任 (n=721)	77.4 (558)	19.7 (142)	2.9 (21)	
	そ の 他 (n=277)	74.7 (207)	20.2 (56)	5.1 (14)	
6. ネグレクト児童の保護者との関わり方に難しさがある	管 理 職 (n= 80)	90.0 (72)	5.0 (4)	5.0 (4)	0.145
	学級担任 (n=726)	89.1 (647)	8.7 (63)	2.2 (16)	
	そ の 他 (n=281)	87.5 (246)	8.2 (23)	4.3 (12)	

注) 各役職内での割合%、() 内は人数。*p<0.05

その他の設問において、すべての役職で7割以上が「該当」と回答したのは、ネグレクト児童の特徴で示した「低学力」、「コミュニケーションの課題」とその家族の特徴で示した「地域との関係性が希薄」、「保護者との関わりに難しさ」であった。特に保護者との関わりについては、いずれの役職においても85%以上が「該当」と回答しており、ネグレクト児童の支援において教員は保護者との関わりに苦慮していることがわかる。

(2) ネグレクト児童に関連する学校での諸問題 (表4-2)

「不登校」、「非行」、「いじめ」のいずれにおいても、すべての役職においてネグレクト児童に関連する問題として捉えている教員が多いことが示された。なかでも、「不登校」と「非行」

については75%以上が「該当」と判断している。

これらの諸問題は小学生よりも中学生の方が圧倒的に高い出現率にある状況から、これらの回答を選択した理由のなかには、小学校を卒業後に中学校で不登校等の状況にある生徒を見る中で教員が抱いている実感も数値として反映されている可能性がある。

一方、「いじめ」については、「中立(=どちらでもない)」と回答した教員がすべての役職で30%を超えていた。このことは「いじめ」が必ずしもネグレクトという親子関係や家庭環境だけに起因した問題ではないという教員の認識を暗示している。

表4-2. ネグレクト児童に関連する学校での諸問題

設 問	役 職	該当群	中立群	非該当群	P値
1. ネグレクト児童と「不登校」には一定の関連性がある	管 理 職 (n= 80)	82.5 (66)	16.5 (13)	1.2 (1)	0.858
	学級担任 (n=727)	76.2 (554)	19.7 (143)	4.1 (30)	
	そ の 他 (n=281)	76.9 (216)	17.8 (50)	5.3 (15)	
2. ネグレクト児童と「非行」には一定の関連性がある	管 理 職 (n= 80)	75.0 (60)	23.8 (19)	1.2 (1)	0.543
	学級担任 (n=727)	79.0 (574)	18.4 (134)	2.6 (19)	
	そ の 他 (n=281)	80.1 (225)	17.1 (48)	2.8 (53)	
3. ネグレクト児童と「いじめ」には一定の関連性がある	管 理 職 (n= 80)	62.5 (50)	32.5 (26)	5.0 (4)	0.798
	学級担任 (n=726)	62.7 (455)	31.4 (228)	5.9 (43)	
	そ の 他 (n=281)	61.6 (173)	32.4 (91)	6.0 (17)	

注) 各役職内での割合%、() 内は人数。

(3) ネグレクト児童に対する学校(教員)の支援実施状況(表4-3)

「現在、学校では特定のネグレクト児童に対して支援を行っている」については、管理職と学級担任 ($P=0.003$)、その他と学級担任 ($P=0.000$) の間に有意差があることが示された。このことは学級担任が管理職やその他の教員と比較した場合にネグレクト児童に対して行う支援に関与している状況に差があることが推察できる。これは学級担任が主として集団(学級)への対応が中心的役割となるため、ネグレクト児童に対して個別的な関わりが難しい状況であると推察することもできる。他方、そのような理由からネグレクト児童に対する支援は管理職とその他の教員間で対応が行われており、学級担任は業務の都合で参加することができない。もしくは当初より支援に参加する機会がないことも可能性として考えられる。

その理由の一つとして、「学校ではネグレクト児童の支援に関する定期的なケース会議を行っている」でも有意差が見られており、管理職と学級担任 ($P=0.033$) 以上にその他と学級担任 ($P=0.005$) の間で顕著な差が確認された。ケース会議は生徒指導委員会などのように定期

的に行われる会議の場を活用して実施している学校もあるが、基本的には状況に応じて不定期に開催されることが多い。日時や場所などが流動的なケース会議において学級担任がそのスケジュールを確保することは難しく、担任を持たない教員の方が参加もしやすい状況であることは明らかである。したがって、学級担任が把握または関与していないなかでネグレクト児童のケース会議が行われている可能性がある。

ネグレクトとは親子の関係性だけに止まらず、家庭における生活環境も多分に影響するため、ネグレクト児童の多くが継続的な支援を必要とすることが多い。そのため、小学校を卒業する児童の場合、中学校に対する支援の引継ぎなども重要となる。また、きょうだい児が双方に在籍する場合などは小中連携も行わなければならない。しかしながら、「ネグレクト児童の支援において小中学校では十分な連携を行っている」という設問に対しては、管理職と学級担任の間で有意差が見られた ($P=0.000$)。これは管理職と学級担任の「連携」に対する認識の違いとも捉えることができる。

児童虐待では児童相談所との連携は極めて重要であるが、「ネグレクト児童の支援では児童

表4-3. ネグレクト児童に対する学校（教員）の支援実施状況

設 問	役 職	該当群	中立群	非該当群	P値
1. 学校（教員）はネグレクトの定義について正しく理解している	管 理 職 (n= 80)	65.0 (52)	30.0 (24)	5.0 (4)	0.059
	学級担任 (n=725)	58.2 (422)	28.7 (208)	13.1 (95)	
	そ の 他 (n=283)	65.4 (185)	24.4 (69)	10.2 (29)	
2. 現在、学校では特定のネグレクト児童に対して支援を行っている	管 理 職 (n= 76)	68.4 (52)	10.5 (8)	21.1 (16)	0.000**
	学級担任 (n=715)	43.9 (314)	28.7 (205)	27.4 (196)	
	そ の 他 (n=280)	55.7 (156)	25.4 (71)	18.9 (53)	
3. 学校ではネグレクト児童の支援に関する定期的なケース会議を行っている	管 理 職 (n= 77)	53.2 (41)	26.0 (20)	20.8 (16)	0.000**
	学級担任 (n=717)	38.1 (273)	33.3 (239)	28.6 (205)	
	そ の 他 (n=278)	48.9 (136)	28.4 (79)	22.7 (63)	
4. ネグレクト児童の支援において小中学校では十分な連携を行っている	管 理 職 (n= 80)	73.8 (59)	22.5 (18)	3.8 (3)	0.000**
	学級担任 (n=717)	51.0 (366)	41.6 (298)	7.4 (53)	
	そ の 他 (n=274)	60.2 (165)	32.8 (90)	6.9 (19)	
5. ネグレクト児童の支援では児童談所との連携が難しい	管 理 職 (n= 80)	27.5 (22)	26.2 (21)	46.2 (37)	0.004**
	学級担任 (n=715)	30.3 (217)	46.7 (334)	22.9 (164)	
	そ の 他 (n=272)	29.8 (81)	40.8 (111)	29.4 (80)	
6. ネグレクト児童の支援では関係機関との連携が難しい	管 理 職 (n= 79)	35.4 (28)	25.3 (20)	39.2 (31)	0.222
	学級担任 (n=713)	32.5 (232)	48.0 (342)	19.5 (139)	
	そ の 他 (n=272)	34.2 (93)	40.1 (109)	25.7 (70)	
7. 学校はネグレクト児童の支援において要保護児童対策地域協議会を活用している	管 理 職 (n= 78)	11.5 (9)	20.5 (16)	67.9 (53)	0.000**
	学級担任 (n=642)	10.4 (67)	65.4 (420)	24.1 (155)	
	そ の 他 (n=235)	13.6 (32)	52.8 (124)	33.6 (79)	
8. ネグレクト児童とその家族に対して、学校（教員）がどの程度まで支援を行って良いのか判断に迷う部分がある	管 理 職 (n= 80)	88.8 (71)	5.0 (4)	6.2 (5)	0.247
	学級担任 (n=728)	87.8 (639)	9.2 (67)	3.0 (22)	
	そ の 他 (n=283)	87.6 (248)	7.4 (21)	4.9 (14)	
9. ネグレクト児童の支援を学校（教員）だけで対応するのは難しい	管 理 職 (n= 80)	98.8 (79)	1.2 (1)	0.0 (0)	0.001**
	学級担任 (n=724)	90.9 (658)	6.9 (50)	2.2 (16)	
	そ の 他 (n=282)	94.3 (266)	3.2 (9)	2.5 (7)	

注) 各役職内での割合%、()内は人数。**p<0.01

相談所との連携が難しい」においても、管理職と学級担任との間に有意差が示された（ $P=0.007$ ）。虐待通告については個人でも行動することが義務付けられているが、学校という組織においては未だに管理職の判断に従い対応がとられることがあるため、学級担任が直接的に児童相談所と関わる機会というのは極めて限定的であると考えられる。

一方、ネグレクト児童の支援において市町村

で重要な役割を担うのが要保護児童対策地域協議会（以下、要対協）であるが、「学校はネグレクト児童の支援において要保護児童対策地域協議会を活用している」の回答では、管理職と学級担任（ $P=0.000$ ）、管理職とその他（ $P=0.000$ ）で各有意差が見られた。要対協と学校との連携の実情については市町村間でも実態に差異が存在するが、管理職ほど現場の教員にとっては身近な存在ではないことがわかる。

「ネグレクト児童の支援を学校（教員）だけで対応するのは難しい」では、管理職と学級担任（ $P=0.002$ ）で有意差が見されたが、三群ともに大半が該当すると認識しており、家族との協力や関係機関との連携が重要であるとする教員が多いことを示している。

(4) ネグレクト児童の支援における他職種連携の有効性（表4-4）

ネグレクト児童の支援にスクールソーシャルワーカーとスクールカウンセラーの両職種との連携の有効性について尋ねた結果、どちらの職種ともに該当すると回答した教員は三群とも高い割合が示された。特にスクールソーシャルワーカーについては、管理職とその他の教員において80%以上が該当すると回答している。一方で、スクールカウンセラーについては管理職で該当すると答えたのは57.5%であり、最も高くてもその他の68.5%であった。これらの回答結果から、ネグレクト児童の支援において多くの教員は当該児童の心理的な側面への働きかけもさることながら、生活環境の整備など福祉的な側面への働きかけが重要だと認識していることがわかる。

また、「スクールソーシャルワーカーとの連携が有効である」の回答において、管理職と学級担任（ $P=0.010$ ）、学級担任とその他（ $P=$

0.005）で各々に有意差が見られた点については、学級担任が管理職やその他と比べてスクールソーシャルワーカーと接触する機会が限定的であることが一つの要因として考えられる。ただし、約72.1%の学級担任がスクールソーシャルワーカーの活用がネグレクトの児童の支援において有効であると認識しており、この点についてはスクールカウンセラーが中学校ほど活動が頻回ではない状況やA市では小学校を中心にスクールソーシャルワーカーが活動していることも多少の影響があるとみられる。

V. 考察

(1) スクリーニングとアウトリーチの併用

学校生活において教員が児童の異変を察知するきっかけの一つは学力の問題である。ネグレクト環境で生活する児童が低学力であることについては、役職を問わず大半の教員が該当すると認識している。しかし、発達上の課題も抱えていると感じている教員は三群とも半数程度であったということは、ネグレクト環境がむしろ児童の学習意欲や授業態度、さらには成績に影響を及ぼしていると感じている教員が多いことが考えられる。また、ネグレクト児童は不登校、非行、いじめ問題との関連性も高いと認識している教員が多い。家庭学習も含め環境に起

表4-4. ネグレクト児童の支援における他職種連携の有効性

設 問	役 職	該当群	中立群	非該当群	P値
1. ネグレクト児童の支援には スクールカウンセラーとの連 携が効果的である	管 理 職 (n= 80)	57.5 (46)	35.0 (28)	7.5 (6)	0.135
	学 級 担 任 (n=716)	63.0 (451)	32.5 (233)	4.5 (32)	
	そ の 他 (n=273)	68.5 (187)	24.5 (67)	7.0 (19)	
2. ネグレクト児童の支援には スクールソーシャルワーカー との連携が効果的である	管 理 職 (n= 79)	84.8 (67)	13.9 (11)	1.3 (1)	0.000**
	学 級 担 任 (n=714)	72.1 (515)	24.9 (178)	2.9 (21)	
	そ の 他 (n=274)	81.0 (222)	17.2 (47)	1.8 (5)	

因して低学力の状況にあるネグレクト児童については、不登校等の諸問題が顕在化する前にスクリーニングを行い早期の支援につなげていくことが重要であることから、スクールソーシャルワーカーはそれを実現するために校内で教職員と共有できる客観的なスクリーニングシートを開発するなどして組織的に対応していく体制づくりに貢献することができると考える。

一方、ネグレクト児童の家庭環境に目を向けると、地域との関係性が希薄な家族が多いなか、保護者との関わりが難しいと感じている教員が多いことから、学力の問題についても保護者と連携を図りながら対応を検討していくことに困難さを抱えていることが推察できる。ネグレクト家庭に対しては福祉分野が自ら発見を行うことが少ないことを安部（2011：56）は指摘しているように、学校で活動を行うスクールソーシャルワーカーには当該児童の早期発見を行い、実際の支援においては学校（教員）と家庭（保護者）をつなぐ役割が期待される。インボランタリーな保護者に対してアウトリーチを中心とした支援を行い、当該児童が抱える低学力の問題について協働して解決を図ることができるよう導いていく。また、家族の問題がネグレクトという環境を維持している場合には家族支援を通して当該児童の間接支援を行うことも必要となる。ネグレクト児童の支援においては児童だけでなく、家族も含めた包括的な対応が必要となるため、教職員が組織的に動くためのスクリーニングとスクールソーシャルワーカーの機動力を活用したアウトリーチを効果的に併用した取り組みを行うことが期待される。

(2) ケース会議を活用したケースマネジメント 特定のネグレクト児童に対して支援を行って

いるという回答において学級担任と管理職、学級担任とその他の間に有意差が認められたことは、ネグレクト児童の支援では学級担任が直接的に関与する機会は限定的となっていることが考えられる。中学校に比べて学級担任の学級（集団）に対する関わりが大きい小学校では、管理職やその他の教員が中心となってネグレクト児童の支援に対応していることが考えられる。ただし、学校現場における支援というものが個々の分業指向となり、チームアプローチとして協働的な実践となっていない可能性がある。定期的なケース会議の実施についても、学級担任が管理職やその他との間で有意差が認められたことは、学級担任がそれに参加していない可能性が高いことを暗示している。ケース会議を実施する時間帯や開催頻度などにより学級担任の参加も必然的に難しくなることも考えられるが、学級担任を抜きに支援を進めていくことは当該児童や保護者が捉える学校に対する印象が悪くなること言うまでもなく、学級担任の支援に対する責任や動機付けの低下を招くことにもつながりかねないことから適切ではない。チームで支援をするというのは、各々の持ち場をそつなくこなすことを意味するのではなく、情報共有・共通理解に基づきチームでアプローチを展開するための目標設定を行い、全体で協働して支援を行うための役割分担を行うことが重要である。そのうえで重要となるのはケースマネジメントのプロセスに基づいたケース会議を行うことである。まずはスクールソーシャルワーカーがケース会議に学級担任も参画できるよう準備を行い、当該児童に関与する教職員が協働的に支援に取り組むことができるよう配慮を行う必要がある。加えて、学級担任が日中に行われるケース会議に定期的に参加する

ことが難しい場合なども想定して、スクールソーシャルワーカーは記録様式を整備するなどして情報の共有化を図る工夫を行うことも有効であると考えられる。ネグレクトは日常的な生活のなかで膠着した状態となっていることが多いため、必ずしも即応的に対応が求められるものではない。また、教員のみで行われるケース会議の多くが情報共有だけで終わってしまい、具体的な支援計画の立案まで到達していないことが多い。ネグレクト児童の支援においては、継続的な関わりをなかで生じる僅かな変化の積み上げから状況の改善を模索していくことが重要であり、教職員がチームアプローチを行ううえで支援のベクトルを合わせるためにもケースマネジメントのプロセスに基づいた計画的な支援が必要であると考えられる。ネグレクト児童の支援においてスクールソーシャルワーカーは教職員間の共通理解・共通実践を行うためのネットワーク作りとしてケースマネジメントに基づいたケース会議を企画・運営していく役割が課せられている。

(3) 校外協働に向けたネットワーキング

ネグレクト児童の支援において小中連携が十分に行われているという設問で管理職と学級担任で有意差が認められたことは、双方の小中連携に対する認識およびその実態に相違があることを示唆しているものと考えられる。ネグレクト児童の支援における小中連携については、主として二つの場面が想定される。一つは、当該児童が中学校に進学して以降の置かれた状況に対するものである。安部（2011）が全国の市町村福祉担当課を対象に行ったネグレクト児童の実態調査では、小学生では約30%、中学生では約50%が不登校になっている結果が示されてお

り。ネグレクト環境が児童生徒の不登校問題と一定の関連があることを指摘している。不登校問題については「中1ギャップ」という言葉に象徴されるように、中学校入学後に突然の如く出現すると思われがちだが、小学校の学級担任からすれば起こるべくして起こった事態と捉えている教員も少なくないということが推察される。もう一つはきょうだい児などの支援において小学校と中学校が協働を要するものである。周囲が思うほど小中学校の連携を実行に移すことは容易なことではなく、校種の違いというものが顕著にネグレクト児童の支援においても影響を及ぼすことが考えられる。スクールソーシャルワーカーには小中学校の連結におけるシームレス（継ぎ目のない）な支援のコーディネートを行うことや小中学校の連携に向けて適切な方法を用いた情報の伝達・共有および継続的に行われる支援の円滑な移行などを担うことが期待される。

ネグレクト児童の支援では児童相談所との連携が難しいという設問で管理職と学級担任間で有意差が認められたが、このことは関係機関との連携場面に中心的に関与するのが管理職やその他の教員であることが多分に影響していることが考えられる。しかし、先述のとおり児童相談所がネグレクト問題に積極的に介入していくことは難しい。また、学校はネグレクト事例に関しては警察や保健所に相談することはなく、大半が校内での対応に止めている状況がある（小林・椎名 2002：306）。このような状況から学校が主として関係機関と連携を進めていくよりも、市町村を中心としたネットワーク作りが重要になってくる。2016年の児童福祉法一部改正に伴い、市町村の体制強化がさらに進められていくなかで要対協の活用が極めて重要と

なるが、本調査結果では管理職と学級担任、その他の教員間の回答で有意差が認められた。このことは小学校における要対協に対する理解が管理職に比べ、学級担任やその他の教員の方が低いことを意味している。要対協の大半は福祉関係の部署および機関によって構成されており、教育関係（教育委員会、学校等）の参加は限られている。そのため、学校関係者の認知率も極めて低い。ネグレクトそのものについては家庭環境を中心とした問題であり、それらを学校が主とした対応により取り組んでいくということは教員の過酷な業務にさらなる負担を課すものである。スクールソーシャルワーカーは要対協を活用した多職種協働による支援を積極的に仕掛けていくなかで、ネグレクト児童の支援の幅を広げていく。小学校が行う主要なネットワークとして重要なのは教育分野における「縦の連携」と福祉・保健・医療などの「横の連携」である。

文部科学省（2016）は「学校や教員が心理や福祉等の専門家（専門スタッフ）や専門機関と連携・分担する体制を整備し、学校の機能を強化していく」ために、「チームとしての学校」に向けた体制整備の一つとして、スクールソーシャルワーカーを2019年度までに1万人まで増員する方針を打ち出している。そのような状況の背景には、不登校、いじめ、非行等、学校現場が抱えるさまざまな問題への対応が複雑多様化するなかで、学校（教員）だけで対応することの限界から多職種連携を推進して校内・校外協働の実践を展開していく必要がある。

VI. おわりに

本研究では、近年増加の一途を辿る児童虐待相談のなかにおいて、市町村や学校現場が主として対応することが多いネグレクト問題に着目した。ネグレクトは不登校をはじめとするさまざまな教育問題にも密接に関連することが指摘されており、ネグレクト問題への対応は学校現場においても極めて重要である。特に被虐待児の年齢構成割合では小学生が最も多く、これらネグレクト児童に対する小学校での支援は中学校に入り急増する不登校等の諸問題の予防や解決において喫緊の課題であると考えた。そこで小学校におけるネグレクト児童に対する支援の現状について教員を対象としたアンケート調査を用いて明らかにし、それらの結果分析から小学校での支援充実に向けた課題を整理したことは、これから「チーム学校」でますます配置拡充が進められるスクールソーシャルワーカーの専門的役割を明確にしていくうえで一定の意義ある研究成果を示すことができたと考える。ネグレクト児童の支援を学校（教員）だけで対応していくことには限界を感じている教員が圧倒的に多数を占める状況からわかるように、これらの問題については校外の関係機関との連携を如何に効果的かつ効率的に行うことができるかを検討していくことが必要であり、そのきっかけの一つがスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーなど校内に配置されている専門職であり、学校が多職種連携の場として成熟した組織して発展していくことが、校外の関係機関とのより円滑な協働につながる。

本研究では、役職で分類した三群比較からネグレクト児童に対する支援の実態を明らかにしたため、教員としての経験などは不問としてい

る。しかし、学校現場は団塊の世代の大量退職に伴い、人材確保に大きな課題が生じている。30代から40代の教員が不足するとともに20代前半の新卒者の採用が増えている状況から、今後は年齢やキャリアによる差異についても研究を行っていく必要がある。また、今回のA市における調査では、地域性による質的差異の検証までは至らなかった。当然ながら地域により抱える課題は異なり、そこで暮らす児童やその家族が抱える問題が異なることは容易に想像できる。より実態に即した支援を展開していくためには、地域課題の把握も今後の研究課題として押さえておく必要がある。ネグレクトはその定義の抽象性が高いために介入の判断が難しく、時に個人の価値観に基づいた判断がその後の支援を大きく左右することがある。不登校、いじめ、非行等の学校問題は中学生以降に顕著に出現するが、その因子として既に小学生の段階から潜在しているのがネグレクトである。これらの対応は小学校だけで完結した支援として行われるべきものではなく、今後は中学校や就学前の保育園や幼稚園まで範囲を広げて研究を広げていく必要である。ネグレクト児童に対する支援はチームで行うことが基本であるが、スクールソーシャルワーカーは学校（教員）からの要請にも適宜応えていくことで組織の一員として校内・校外の効果的連携を促進する役割を果たすと同時に、多職種協働による支援を学校に根付かせることでネグレクト児童の教育保障を実現していかなければならない。

文献

- 安部計彦（2011）『要保護児童対策地域協会のネグレクト家庭への支援を中心とした機能強化に関する研究』財団法人こども未来財団。
- 金澤ますみ（2005）「第4報告 児童虐待とスクールソーシャルワーク」『奈良女子大学文学部研究教育年報』第1号, 45.
- 小林朋子・椎名清和（2002）「教職員の虐待に関する知識と対応 I—虐待が疑われた子どもへの小・中学校教師の対応について—」『子どもの虐待とネグレクト』4(2), 303-315.
- 高良麻子（2008）「児童虐待におけるスクールソーシャルワーカーの役割に関する一考察—児童相談所と小学校との連携に注目して」『学校ソーシャルワーク研究』(3), 2-13.
- 厚生労働省（2017）「児童家庭福祉の動向と課題」<http://www.crc-japan.net/contents/situation/pdf/201705.pdf>, 2017.09.20.
- 厚生労働省（2017）「平成28年度 児童相談所での児童虐待相談対応件数（速報値）」<http://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-11901000-Koyoukintoujidoukateikyoku-Soumuka/0000174478.pdf>, 2017.09.02.
- 文部科学省（2017）「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について（答申）」http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/_icsFiles/afieldfile/2016/02/05/1365657_00.pdf, 2017.09.10.
- 文部科学省（2017）「学校における教育相談に関する資料」http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/120/gijiroku/_icsFiles/afieldfile/2016/02/12/1366025_07_1.pdf, 2017.09.10.
- 南部さおり（2015）「教師（養護教諭）による発見」『児童心理2015年10月号臨時増刊No.1011』金子書房69(15), 80-85.
- 南部さおり（2011）「児童虐待—親子という絆、親子と
- 安部計彦（2011）「ネグレクトに対する市町村の予防的取り組み」『西南学院大学人間科学論集』7(1), 47-58.

いう鎖」教育出版。

西澤 哲 (2015) 「家族の中の虐待—統計資料等に見られる特徴」『児童心理2015年10月号臨時増刊No.1011』金子書房, 9-20.

西野 緑 (2012) 「子ども虐待に対応する学校の役割と課題—『育む環境 (nurturing environment)』の保障を目的とするスクールソーシャルワークの可能性」『Human Welfare』4(1), 42.

奥村賢一 (2016) 「スクールソーシャルワーカーが相談対応する児童虐待の実態と実践課題—配置型と派遣型の活動形態に焦点化して—」『福岡県立大学人間社会学部紀要』24(2), 41-60.

内田 良 (2009) 『「児童虐待へのまなざし」—社会現象はどう語られるか』世界思想社, 37.